

損失の危険の管理方法

1. 内部管理体制について

組合全体のリスク管理を統括して担当する部門は総合リスク管理部とする。また監査部が中心となり、内部検査および監査計画を策定し、所定の検査・監査手続きに基づいて、法令、経営方針および内部規程に準拠して、適正に運営されているかを、検証するために、定期的・計画的に内部検査および監査を実施する。

実施頻度は、年1回以上を基準とする。

内部検査および監査の結果および改善意見等は、内部検査・監査担当部署から担当常勤理事・理事長に報告する。

また、改善意見については職制を通じて改善命令を被検査・監査部署に伝達する。

さらに、内部管理統括責任者、内部管理責任者、営業責任者を配置し、その職責に応じ、法令等を遵守する業務姿勢を徹底させるとともに、適正な顧客管理等を行えるよう内部管理体制の整備に努める。

2. 検査の具体的項目

- ・法令・定款・内部規程の遵守状況
- ・リスク管理の方針に基づいた業務運営の状況
- ・事務管理体制の状況
- ・コンピュータ・システムの管理状況
- ・不祥事件の発生の未然防止策等

附 則

この規程は、令和6年2月1日から実施する。